

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第81条第2項の規定に基づき、学生寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 学生寄宿舍は、筑波技術大学（以下「本学」という。）の学生の勉学環境を整備し、修学上の便宜を図ることを目的とする。

(管理運営)

第2条 天久保キャンパス（以下「天久保」という。）及び春日キャンパス（以下「春日」という。）の寄宿舍に、それぞれ管理運営の責任者（以下「管理運営責任者」という。）を置き、天久保においては産業技術学部長または共生社会創成学部長、春日においては保健科学部長または共生社会創成学部長をもってあてる。

2 第1項で共生社会創成学部長が天久保又は春日のいずれかの管理運営責任者となった場合、他方の管理運営責任者とはならないものとする。

3 管理運営責任者は、天久保にあつては聴覚障害系学生委員会、春日にあつては視覚障害系学生委員会（以下「委員会等」という。）又は当該学部の教授会等の議に基づき、当該キャンパスの寄宿舍（以下「当該寄宿舍」という。）の管理運営を行う。

4 管理運営責任者は、必要に応じて当該寄宿舍の運営について、大学院技術科学研究科の各専攻長又は障害者高等教育研究支援センター長に、意見を求めることができる。

第3条 天久保及び春日の寄宿舍に、それぞれ寄宿舍主任を置き、委員会等の教授のうちから、学長が命ずる。

2 寄宿舍主任は、当該寄宿舍の管理運営責任者の命を受け、当該寄宿舍の管理運営及び当該寄宿舍における学生の指導・助言に当たる。

3 寄宿舍主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 寄宿舍主任が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入居資格)

第4条 寄宿舍に入居できる者は、本学の学生とする。

2 前項に規定するもののほか、特別の事情があると認められる者については、入居を認めることができる。

(入居願)

第5条 寄宿舍に入居を希望する者は、別に指定する期間内に、別記様式第1の学生寄宿舍入居願に必要書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 年度の途中で入居を希望する者は、随時願い出るものとする。

3 入居の更新に当たって、管理運営責任者が認める場合は、第1項に規定する学生寄宿舍入居願の提出を省略することができる。

(入居者選考)

第6条 寄宿舎の入居者の選考は、委員会等が定める選考基準により、委員会等の議を経て、管理運営責任者が行う。

(入居許可)

第7条 入居の許可は、前条の選考の結果に基づき、管理運営責任者が行う。

(入居手続及び入居)

第8条 入居の許可を受けた者は、所定の期日までに、大学が指定する入居手続を経て、入居しなければならない。

(入居許可の取消し)

第9条 入居の許可を受けた者が理由なく入居の手続を怠り、又は指定された期日までに入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(入居許可期間)

第10条 寄宿舎の入居許可期間は、原則として1年以内とし、入居を許可された日から、当該年度の末日までとする。ただし、委員会等の議を経て、入居期間を更新することができる。

2 前項ただし書きに規定する入居期間の更新許可は1年以内に区切って行うものとする。

3 通算入居期間は学部の学生にあつては学則第6条、大学院の学生にあつては学則第44条に定める修業年限満了の日までとする。ただし、管理運営責任者が、真にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、1年を超えない範囲で、入居を許可することができる。

(寄宿料)

第11条 入居者は、本学の定める寄宿料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 既納の寄宿料は、返付しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程(平成17年規程第66号)に定めがある場合は、この限りでない。

(光熱水料等の経費)

第12条 寄宿舎における光熱水料等の経費の負担区分は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により入居者負担となる経費については、入居者は、所定の期日までに、管理運営責任者が指定する者に納入しなければならない。

3 前項の経費の納入方法については、別に定める。

(施設の保全等)

第13条 入居者は、寄宿舎の居室、共用施設その他の施設及び設備を正常な状態で使用することに留意し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく、次のいずれかに該当する者を居住棟に招き入れないこと。

ア 入居者以外の者

イ 異性

(2) 居室に本人以外の者を宿泊させないこと。

(3) 居室等を目的外に使用し、又は使用させないこと。

(4) 故意又は過失により、寄宿舎の施設及び設備を破損し、汚染し、改造し、又は紛失したときは、原状に回復し、又は必要な経費を弁償すること。

(5) 防火、保健衛生及び災害防止に努めること。

(6) その他寄宿舎の管理運営上必要とする教職員の指示等に従うこと。

(退去)

第14条 入居者が寄宿舎から退去しようとする場合は、事前に別記様式第2の学生寄宿舎退去届を提出

しなければならない。

2 退去に当たっては、本学が行う退去検査を受け、原状回復等の指示に従わなければならない。

(退去処分)

第15条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運営責任者は、速やかに退去を命ずることができる。

(1) 入居資格を失ったとき。

(2) 第10条の入居許可期間を超えたとき。

(3) 休学又は留学が許可されたとき。

(4) 第11条に規定する寄宿料または第12条に規定する経費の納入を怠り、督促してもなお納入しなかったとき。

2 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運営責任者は、委員会等の議を経て、退去を命ずることができる。ただし、管理運営責任者が必要と認める場合は、当該学部の教授会等の議を経ることができる。

(1) 長期療養の必要な疾病等保健衛生上、共同生活に適さないと認めたとき。

(2) 停学及び訓告処分を受けたとき。

(3) 寄宿舎の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。

(4) その他この規程に違反するなど寄宿舎の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

3 前項第2号、第3号及び第4号のいずれかの規定に基づき退去を命ぜられた者が次年度以降、第5条に基づく入居を願い出た場合、第4条の規定に関わらず入居を許可しないことができる。

(寄宿舎の閉鎖)

第16条 学長は、必要と認めるときは、寄宿舎を閉鎖することができる。

(事務)

第17条 天久保の寄宿舎に関する事務は聴覚障害系支援課、春日の寄宿舎に関する事務は視覚障害系支援課において処理する。

(教職員等の入居)

第18条 教職員等について、やむを得ない事情により、学生寄宿舎への入居が必要であると学長が認められた場合には、第6条の選考を経ず、入居を認めることができる。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月24日から施行する。

附 則（令和3年2月24日）

この規程は、令和3年2月24日から施行する。

附 則（令和3年9月29日）

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

附 則（令和6年9月2日）

この規程は、令和6年9月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

寄宿舎における光熱水料等の経費の負担区分

（1）光熱水料の経費

室名等		電気		上下水道		ガス	
		大学	入居者	大学	入居者	大学	入居者
居住棟	（共通）						
	階段	○					
	居室		○				
	洗面・洗濯室・トイレ		○		○		
	基本料	○		○		○	
	（天久保A～D棟, 春日A～C棟）						
	補食コーナー, ユニット玄関, ユニット廊下		○		○		
	（天久保E棟）						
	玄関, 廊下, エレベーター・ホール, 談話コーナー	○					
	浴室・脱衣室・シャワーコーナー		○		○		○
	談話室	○					
	倉庫	○					
	機械室	○					
	（春日D棟）						
	玄関, エレベーター・ホール, 談話コーナー	○					
浴室・脱衣室・シャワー室		○		○		○	
補食コーナー, ユニット廊下		○		○		○	
共用棟	玄関ホール	○					
	階段・廊下（1階2階）	○					
	談話ホール	○					
	管理事務室	○		○			
	宿日直室 ※1	○		○		○	
	トイレ	○		○			
	集会室（課外活動用・聴覚）	○					
	和室（課外活動用）	○		○		○	
	機械室	○					
	浴室・脱衣室		○		○		
	シャワー室		○		○		○
	談話室（視覚）	○					
	自習室（視覚）	○					
基本料	○		○		○		

盲導犬舎	玄関・通路	○		○			
	洗浄室		○		○		○
	洗濯室		○		○		
	トイレ		○		○		
	待機室		○		○		
	基本料	○		○		○	

※1 浴室、脱衣室及び湯沸室を含む。

(2) 消耗品等の経費

すべての寄宿舍について、以下の消耗品等の経費は入居者負担とする。

- ①入居者の私生活のための必要な消耗品等（居室，ユニット共用部及び共用棟浴室・脱衣室の電球類，トイレトーパー，ゴミ収集用袋等）購入費
- ②災害時用等の避難飲食物（水，乾パン類，米等）購入費
- ③ユニット共用部及び共用棟浴室・脱衣室の清掃費
- ④退去・居室移動時の居室清掃費及び粗大ゴミ等清掃費
- ⑤共用の浴室及びシャワー室用の浴室用品〔バスマット〕の賃貸借費
- ⑥貸出物品等の修理費及び処分費用

学生寄宿舍入居願

	年 月 日			
学 長 殿				
所属学部・学科／研究科・専攻	年次			

学籍番号	氏 名（自署）			

代 筆	続 柄			

現住所 〒 _____				
TEL — — FAX — — _____				
<p>私は、学生寄宿舍に入居したいので、許可くださるようお願いします。</p> <p>なお、入居を許可されました上は、本学の諸規則及び指示を遵守し、寄宿舍の風紀・秩序を乱すことなく、寄宿舍生活を送ることを誓います。</p> <p>（注） 氏名は、本人が署名してください。本人が障害により署名できない場合は本人の同意のもと代理人が代筆する。</p>				
{	入居、本人誓約事項の遵守に関する保証人 寄宿料・共益費の債務に関する連帯保証人			
年 月 日				
保証人氏名（自署）	願い出者との続柄			

現住所 〒 _____				
TEL — — FAX — — _____				
<p>私は、本人署名の入居願記載事項の履行を保証し、また下記の金額を極度額とした寄宿料・共益費の債務について連帯して保証し、上記の者の入居が許可された上は、貴舎入居者としての本人の行為について責任を負います。</p> <p>【極度額】 1年間の寄宿料相当分及び共益費相当分の合計額まで</p>				
	天久保キャンパス		春日キャンパス	
	A～D棟	E棟	A～C棟	D棟
寄宿料	月額5,000円 (年額60,000円)	月額6,500円 (年額78,000円)	月額5,000円 (年額60,000円)	月額6,500円 (年額78,000円)
共益費	月額12,000円 (年額144,000円)	月額11,000円 (年額132,000円)	月額16,000円 (年額192,000円)	月額18,000円 (年額216,000円)
極度額 (合計)	204,000円	210,000円	252,000円	294,000円
<p>（注）氏名は、入居、本人誓約事項の遵守に関する保証人 兼 寄宿料・共益費の債務に関する連帯保証人となる方本人が署名してください。</p>				

※本様式に記載された個人情報、上記目的外で使用することはありません。

別記様式第2（第14条関係）

筑波技術大学学生寄宿舍退去届

令和 年 月 日

筑波技術大学長 殿

学籍番号 _____ 号室

_____ 学科 _____ 専攻 _____ 年次

氏名（自署） _____

代筆 _____ 続柄 _____

私は、令和 年 月 日に学生寄宿舍を退去いたします。

なお、学生寄宿舍退去時の検査により発生した原状回復の指示に従うことを申し添えます。

（注） 氏名は、本人が署名すること。本人が障害により署名できない場合は本人の同意のもと代理人が代筆する。

原状回復点検		寄宿料納入	
確認印		確認印	